

福岡県医発第 2075 号 (総)

平成 16 年 2 月 20 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 関 原 敬次郎



死体解剖資格認定要領の一部改正について

標記の件につきましては、平成 7 年 4 月 1 日付健政第 3 2 5 号「死体解剖資格認定等について」別紙「死体解剖資格認定要領」に基づき行われておりますが、今般、当該認定要領の内容に一部改正があり、厚生労働省より日本医師会を通じて別紙のとおり通知がまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただき、貴会会員に対する周知方等につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



日医発第892号(生63)

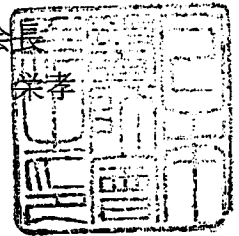
平成16年1月29日

都道府県医師会長

日本医師会 会長

坪井

栄孝



死体解剖資格認定要領の一部改正について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素、本会会務運営につきまして、貴会のご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、死体解剖資格認定については、平成7年4月1日付健政第325号「死体解剖資格認定等について」別紙「死体解剖資格認定要領」に基づき行われておりますが、今般、当該認定要領の内容に一部改正があり、各都道府県知事宛に通知されるとともに、本会に対しても周知方依頼がございました。

本件につきまして、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会管下会員への周知方につき、貴職の特段のご高配をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

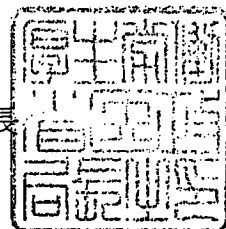


医政発第1216005号の3

平成15年12月16日

日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



死体解剖資格認定要領の一部改正について

標記について、別添（写）のとおり各都道府県知事あて通知したので、貴職におかれても了知されるとともに、貴会会員等への周知方よろしくお願いします。

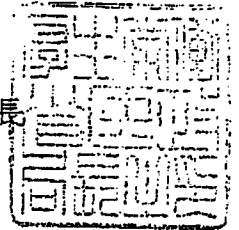


医政発第1216005号

平成15年12月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



死体解剖資格認定要領の一部改正について

死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第2条第1項第1号に定める死体解剖資格の認定については、「死体解剖資格の認定等について」（平成7年4月1日健政発第325号厚生省健康政策局長通知）の別紙「死体解剖資格認定要領」により行ってきたところであるが、今般、別紙のとおり「死体解剖資格認定要領」の一部を改正することとしたので、貴職におかれては、本改正の内容について御了知の上、貴管下の関係機関に対する周知方お願いする。

別紙	改正	修正	後	改正	前訂
第一 認定の基準	第一 認定の基準	第一 認定の基準	第一 認定の基準	第一 認定の基準	第一 認定の基準
1 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「法」という。）第2条第1項第1号の認定（以下「認定」という。）は、次に掲げる要件を満たす者で、遺族の感情に對する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができるものと認められるものについて行うものとする。	1 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「法」という。）第2条第1項第1号の認定（以下「認定」という。）は、次に掲げる要件を満たす者で、遺族の感情に對する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができるものと認められるものについて行うものとする。	1 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「法」という。）第2条第1項第1号の認定（以下「認定」という。）は、次に掲げる要件を満たす者で、遺族の感情に對する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができるものと認められるものについて行うものとする。	1 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「法」という。）第2条第1項第1号の認定（以下「認定」という。）は、次に掲げる要件を満たす者で、遺族の感情に對する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができるものと認められるものについて行うものとする。	1 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「法」という。）第2条第1項第1号の認定（以下「認定」という。）は、次に掲げる要件を満たす者で、遺族の感情に對する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができるものと認められるものについて行うものとする。	1 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「法」という。）第2条第1項第1号の認定（以下「認定」という。）は、次に掲げる要件を満たす者で、遺族の感情に對する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができるものと認められるものについて行うものとする。
(1) 医師又は歯科医師にあっては、次のいずれかに該当する者	(1) 医師又は歯科医師にあっては、次のいずれかに該当する者	(1) 医師又は歯科医師にあっては、次のいずれかに該当する者	(1) 医師又は歯科医師にあっては、次のいずれかに該当する者	(1) 医師又は歯科医師にあっては、次のいずれかに該当する者	(1) 医師又は歯科医師にあっては、次のいずれかに該当する者
ア 医師又は歯科医師の免許を得た後、医学又は歯学の大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教室において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事する者	ア 医師又は歯科医師の免許を得た後、医学又は歯学の大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教室において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事する者	ア 医師又は歯科医師の免許を得た後、医学又は歯学の大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教室において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事する者	ア 医師又は歯科医師の免許を得た後、医学又は歯学の大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教室において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事する者	ア 医師又は歯科医師の免許を得た後、医学又は歯学の大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教室において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事する者	ア 医学又は歯学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学、病理学又は法医学の教室において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事する者
イ 年間10体以上の剖検例を有する病院又は研究室において、医師又は歯科医師の免許を得た後、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事する者	イ 年間10体以上の剖検例を有する病院又は研究室において、医師又は歯科医師の免許を得た後、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事する者	イ 年間10体以上の剖検例を有する病院又は研究室において、医師又は歯科医師の免許を得た後、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事する者	イ 年間10体以上の剖検例を有する病院又は研究室において、医師又は歯科医師の免許を得た後、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事する者	イ 年間10体以上の剖検例を有する病院又は研究室において、医師又は歯科医師の免許を得た後、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事する者	イ 年間10体以上の剖検例を有する病院又は研究室において、医師又は歯科医師の免許を得た後、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事する者
ウ （略）	ウ （略）	ウ （略）	ウ （略）	ウ （略）	ウ （略）
エ （略）	エ （略）	エ （略）	エ （略）	エ （略）	エ （略）
(2) 医師及び歯科医師以外の者にあっては、次のいずれかに該当する者	(2) 医師及び歯科医師以外の者にあっては、次のいずれかに該当する者	(2) 医師及び歯科医師以外の者にあっては、次のいずれかに該当する者	(2) 医師及び歯科医師以外の者にあっては、次のいずれかに該当する者	(2) 医師及び歯科医師以外の者にあっては、次のいずれかに該当する者	(2) 医師及び歯科医師以外の者にあっては、次のいずれかに該当する者
ア 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師の職にある者又はそれと同等と認められる者であつて、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で25体以上につき解剖補助の業務に従事する者として、25体以上について自ら主として解剖を行った経験を有するもの	ア 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師の職にある者又はそれと同等と認められる者であつて、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で25体以上につき解剖補助の業務に従事する者として、25体以上について自ら主として解剖を行った経験を有するもの	ア 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師の職にある者又はそれと同等と認められる者であつて、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で25体以上につき解剖補助の業務に従事する者として、25体以上について自ら主として解剖を行った経験を有するもの	ア 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師の職にある者又はそれと同等と認められる者であつて、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で25体以上につき解剖補助の業務に従事する者として、25体以上について自ら主として解剖を行った経験を有するもの	ア 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師の職にある者又はそれと同等と認められる者であつて、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で25体以上につき解剖補助の業務に従事する者として、25体以上について自ら主として解剖を行った経験を有するもの	ア 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師（これと同等と認められる者を含む。）の職にある者であつて、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で年間おおむね10体以上、計50体以上についての解剖補助業務に従事し、そのうち25体以上については自ら主として解剖を行った経験を有するもの
イ （略）	イ （略）	イ （略）	イ （略）	イ （略）	イ （略）
ウ ア又はイに該当しない者であつて、解剖に關してアに掲げる者と同等以上の知識・技能を有すると認められ、かつ、解剖に關する研究・教育業務に従事するもの	ウ ア又はイに該当しない者であつて、解剖に關してアに掲げる者と同等以上の知識・技能を有すると認められ、かつ、解剖に關する研究・教育業務に従事するもの	ウ ア又はイに該当しない者であつて、解剖に關してアに掲げる者と同等以上の知識・技能を有すると認められ、かつ、解剖に關する研究・教育業務に従事するもの	ウ ア又はイに該当しない者であつて、解剖に關してアに掲げる者と同等以上の知識・技能を有すると認められ、かつ、解剖に關する研究・教育業務に従事するもの	ウ ア又はイに該当しない者であつて、解剖に關してアに掲げる者と同等以上の知識・技能を有すると認められ、かつ、解剖に關する研究・教育業務に従事するもの	ウ ア又はイに該当しない者であつて、解剖に關してアに掲げる者と同等以上の知識・技能を有すると認められ、かつ、解剖に關する研究・教育業務に従事するもの

改正	後
2 1の(2)のアに規定する<u>専任講師と同等と認められる者</u>とは、次の<u>すべてに該当する者</u>をいうものとする。 (1) 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の講座に常勤している者であつて<u>3年以上助手として在職しているもの</u> (2) <u>直近5年間に、医学又は歯学(解剖学、病理学又は法医学に限る。)</u>に関し相応の業績を發表した実績を有すると認められる者 (3) 医学又は歯学に関する<u>博士号</u>(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者 3 (略) 第二 認定の申請に必要な書類 1 死体解剖保存法施行令(昭和28年政令第381号。以下「令」という。)第1条第1項の認定の申請は、死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。)第4号書式による申請書に、規則第5号書式による解剖経歴証明書及び第5号の2書式による履歴書のほか、指導者の推薦状とともに、次の書類を添付して行うものとする。 (1) 第一の1の(1)(ウを除く。)に該当する医師及び歯科医師にあつては次の書類 ア 解剖調書(初めての執刀例と最終の執刀例を含む20体に係るものとし、別添の書式によること。) イ (略) (2) (略) (3) (略) (4) 第一の1の(2)のアに該当する者のうち専任講師以外の者にあつては次の書類 ア (略) イ (略) ウ 業績一覧(論文発表表及び口演) ・筆頭著者として發表した論文の別刷又は写し (直近5年間に<u>筆頭著者として</u>おおよね毎年1報以上が必要であること。)	2 1の(2)のアに規定する<u>専任講師の職にある者</u>と同等と認められる者とは、次のいづれかに該当する者をいうものとする。 (1) 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の講座に常勤している者であつて<u>助手として在職しているもの</u> (2) <u>(1)に該当しない者であつて、直近5年間に、医学又は歯学(解剖学、病理学又は法医学に限る。)</u>に関し相応の業績を發表した実績を有すると認められるもの (3) <u>(1)に該当しない者であつて、医学又は歯学に関する博士又は修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)</u>を有するもの 3 (略) 第二 認定の申請に必要な書類 1 死体解剖保存法施行令(昭和28年政令第381号。以下「令」という。)第1条第1項の認定の申請は、死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。)第4号書式による申請書に、規則第5号書式による解剖経歴証明書及び第5号の2書式による履歴書のほか、指導者の推薦状とともに、次の書類を添付して行うものとする。 (1) 第一の1の(1)(ウを除く。)に該当する医師及び歯科医師にあつては次の書類 ア 解剖調書(直近の5年以内の20体に係るものとし、別添の書式によること。) イ (略) (2) (略) (3) (略) (4) 第一の1の(2)のアに該当する者のうち専任講師以外の者にあつては次の書類 (ただし、<u>ウ及びエについては、有する場合には限る。</u>) ア (略) イ (略) ウ 業績一覧(論文発表表及び口演) ・直近5年間に<u>筆頭著者として</u>發表した論文の別刷又は写し

現	行	後	改	正	前
・直近5年間に<u>行った口演（座長含む。）のプログラム等の写し</u> エ（略） (5)（略） (6)（略） 2 申請書類を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。 (1)（略） (2)（略） (3)（略） (4)（略） (5) その他 <u>解剖件数には、ネクロプシー（死後、生検針等で特定の臓器の病理組織を採取することをいう。）の件数は含まれないこと。</u>			・口演（座長含む。）のプログラム等の写し <u>（直近5年間に<u>ついておおむね毎年1回分以上が必要であること。</u>）</u> エ（略） (5)（略） (6)（略） 2 申請書類を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。 (1)（略） (2)（略） (3)（略） (4)（略）		

(参考) 改正後の死体解剖資格認定要領

第一 認定の基準

- 1 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「法」という。）第2条第1項第1号の認定（以下「認定」という。）は、次に掲げる要件を満たす者で、遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができると認められるものについて行うものとする。

(1) 医師又は歯科医師にあつては、次のいずれかに該当する者

- ア 医師又は歯科医師の免許を得た後、医学又は歯学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教室において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、15体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者
- イ 医師又は歯科医師の免許を得た後、年間10体以上の剖検例を有する病院、研究室、監察医務機関等において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、15体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者
- ウ 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教授の職にあつた後離職した者であつて、離職後も継続して解剖に関連する研究・教育業務に従事するもの

エ アからウまでに該当しない者であつて、解剖に関してア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの

(2) 医師及び歯科医師以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者

- ア 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師の職にある者又はそれと同等と認められる者であつて、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で25体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、25体以上について自ら主として解剖を行った経験を有するもの

イ 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教授の職にあった後離職した者であつて、離職後も継続して解剖に関連する研究・教育業務に従事するもの

ウ ア又はイに該当しない者であつて、解剖に関してアに掲げる者と同等以上の知識・技能を有すると認められ、かつ、解剖に関する研究・教育業務に従事するもの

2 1の(2)のアに規定する専任講師の職にある者と同等と認められる者とは、次のいずれかに該当する者をいうものとする。

(1) 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の講座に常勤している者であつて、助手として在職しているもの

(2) (1)に該当しない者であつて、直近5年間に、医学又は歯学(解剖学、病理学又は法医学に限る。)に関し相応の業績を発表した実績を有すると認められるもの

(3) (1)に該当しない者であつて、医学又は歯学に関する博士又は修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有するもの

3 現に医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学若しくは法医学の教授又は助教授の職にある者については、法第2条第1項の規定により保健所長の許可を受けなくとも死体の解剖を行うことができるため、認定は行わないものとする。

第二 認定の申請に必要な書類

1 死体解剖保存法施行令(昭和28年政令第381号。以下「令」という。)第1条第1項の認定の申請は、死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。)第4号書式による申請書に、規則第5号書式による解剖経験証明書及び第5号の2書式による履歴書のほか、指導者の推薦状とともに、次の書類を添付して行うものとする。

(1) 第一の1の(1)(ウを除く。)に該当する医師及び歯科医師にあつては次の書類

ア 解剖調書(直近の5年以内の20体に係るものとし、別添の書式によること。)

イ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し

(2) 第一の1の(1)のウに該当する者にあつては次の書類

ア 在職証明及び在職期間証明

イ 離職後の業務に関する証明書又は申立書

ウ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し

(3) 第一の1の(2)のアに該当する者のうち専任講師の職にある者にあつては次の書類

ア 解剖調書(直近の5年以内の50体に係るものとし、別添の書式によること。)

イ 在職証明及び在職期間証明

(4) 第一の1の(2)のアに該当する者のうち専任講師以外の者にあつては次の書類
(ただし、ウ及びエについては、有する場合に限る。)

ア 解剖調書(直近の5年以内の50体に係るものとし、別添の書式によること。)

イ 在職証明及び在職期間証明

ウ 業績一覧(論文発表及び口演)

- ・直近5年間に筆頭著者として発表した論文の別刷又は写し
- ・直近5年間に行った口演(座長含む。)のプログラム等の写し

エ 学位を証明する書類

(5) 第一の1の(2)のイに該当する者にあつては次の書類

ア 在職証明及び在職期間証明

イ 離職後の業務に関する証明書又は申立書

(6) その他次に掲げる場合にあつては当該書類

ア 大学に所属する者で、病理以外の科の者が病理解剖についての認定を申請しようとするときは、医学部長、歯学部長又は病理学教授等の病理解剖の責任者の承諾書

- イ 医療施設に所属する者で、病理部門以外の者が病理解剖についての認定を申請しようとするときは、認定を受ける必要性についての施設長の理由書

2 申請書類を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 死体解剖資格認定申請書について（規則第4号書式関係）

- ア 申請書に手数料として令第1条第2項に定める金額の収入印紙を貼ること。また、消印は不要であること。

- イ 主として解剖を行おうとする場所については、〇〇大学医学部〇〇教室又は〇〇病院などと具体的に記入すること。

(2) 解剖経験証明書について（規則第5号書式関係）

- ・解剖を行った場所ごとに作成すること。

(3) 履歴書について（規則第5号の2書式関係）

- ア 大学院生であるときは、学歴の「学校名、学部名」の欄に大学院での専攻を〇〇大学院病理学専攻などと記入すること。

- イ 職歴に非常勤が含まれる場合にあっては、備考欄にその勤務状況を具体的に記入すること。

- ウ 解剖歴として外国の施設での経験を勘案しようとする場合にあっては、認定を受けた後に解剖を行うことを予定している国内の施設の長又は大学の教授の意見書を添付すること。

(4) 推薦状について

推薦状の作成に当たっては、解剖に際して申請者が遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有するか否か、礼意を失することなく死体を取り扱うことを十分理解しているか否かを含めること。

(5) その他

解剖件数には、ネクロプシー（死後、生検針等で特定の臓器の病理組織を採取することをいう。）の件数は含まれないこと。

解剖調書

死体番号	解剖の種類	性別	年齢	主執刀者名 副執刀者名	指導者の職 名及び氏名	解剖年月日時	解剖場所	臨床診断	剖検診断
	全身・局所								
	全身・局所								
	全身・局所								
	全身・局所								
	全身・局所								
	全身・局所								
	全身・局所								
	全身・局所								
	全身・局所								
	全身・局所								
	全身・局所								

(注意)

1 「死体解剖調書」の記載事項は、記載されている番号であること。

2 「解剖調書」の記載事項は、記載されている番号であること。

3 「解剖調書」の記載事項は、記載されている番号であること。

4 「解剖調書」の記載事項は、記載されている番号であること。

5 「解剖調書」の記載事項は、記載されている番号であること。

6 「解剖調書」の記載事項は、記載されている番号であること。